

神川町広報紙広告掲載取扱要綱

平成19年1月18日
告示第 4 号

(趣旨)

第1条 この告示は、「神川町広報」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、「広報かみかわ」とする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、広報の公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は、掲載しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの

(2) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの

(3) 消費者金融又はたばこに係るもの

(4) 比較広告、懸賞広告、クーポン付き広告及びギャンブル(宝くじを除く)に係るもの

(5) 広告内容に無関係又は必然性のない水着姿、裸体等を含むもの

(6) 広告の内容について町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの

(7) 事実誤認のおそれがあるもの

(8) 人権侵害となるおそれのあるもの

(9) 法令等に違反するおそれのあるもの

(10) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(11) その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

3 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。

(1) 法令等に重大な違反をした者

(2) 暴力団又は暴力団の構成員、その他これに準ずる者

(3) 町から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者

(4) その他広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

(申込者の資格)

第4条 広報に広告の掲載を希望することができる者は、町内に住所、事業所を有するもの又は町内で事業活動を行なっているものとする。

(広告主の責務)

第 5 条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主が負う。

(掲載の位置)

第 6 条 広告を掲載する位置は、広報 1 日号の表紙・裏紙を除く各ページの下 1 段とする。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載料の額は、別表のとおりとする。

(掲載の申込)

第 8 条 広報に広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(様式第 1 号)に広告原稿を添付して、広報の発行の 1 月前までに町長に提出しなければならない。

(掲載の方法等)

第 9 条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

2 広告掲載の回数は、申込者数等により調整することができる。

3 掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

(掲載広告の割り付け及び承諾書の交付)

第 10 条 掲載する広告の割付等については、町長が行なう。

2 町長は、広告の割り付けができたときは、広報掲載承諾書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(広告掲載料の納入)

第 11 条 広告掲載承諾書(様式第 2 号)を受けた者(以下「掲載者」という。)は、町長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第 12 条 広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りではない。

(掲載の中止、取消し)

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は広告掲載を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

- (2) 虚偽の広告掲載又は変更の申し込みをしたとき。
(3) 第3条第2項及び第3項の各号のいずれかに該当したとき。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第15条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

2 この告示に定めるもののほか、広報の広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年2月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区 分	金 額
下1段 (52ミリメートル×170ミリメートル)	1回につき12,000円
下1段の2分の1相当 (52ミリメートル×85ミリメートル)	1回につき6,000円